

農用地等貸付希望申出書

平成 年 月 日

(業務受託者)

様

住 所
氏 名
電話番号

印

以下の事項を承諾のうえ、次の農用地等を貸し付けたいので申し出ます。

1 貸し付けを希望する農用地等…別紙のとおり

2 農用地等の貸し付けに際しての意向 ※□にチェックを入れ、具体的内容は()内に記入してください。

(1) 農地の利用方法について

 制約を付けない 制約を付けたい →()

(2) 貸し付け契約期間について

 10年(原則) 具体的な希望がある →()

(3) 賃貸料について

 地域の標準賃料(原則) 0円(使用貸借)でもよい 具体的な希望がある →()

(4) その他の要望

[]

3 公益財団法人群馬県農業公社(以下「公社」という。)が農地中間管理権を設定(借入契約を締結)するまでの間は、自ら農用地等を管理していただきます。

4 農用地等の借受け者の選任は、公社に一任していただきます。また、借受けを希望する者が見つからない農用地等は、原則として借入しません。

5 この申出書に記載された個人情報について、農地中間管理事業の実施を目的として、事業に関係する機関、団体等の範囲内で限定的に利用します。

6 留意事項

(1) この申出書の有効期間は2年間です。また、事情により貸し付け希望がなくなった場合には、「農用地等貸付希望取下げ書」を提出してください。

(2) 借受を希望する者が見つからない農用地等であっても、再度、借受希望者を募集することにより、借受希望者の応募が見込まれる条件等の農用地等については、最大2年を限度として、公社が次の条件のもと保全管理を実施します。

ア 借受希望者が見つかるまでの間は、使用貸借の契約を締結します。

イ 2年を経過しても、当該農用地等の借受希望者が見つからない場合は、使用貸借の契約を解除して、農用地等を返還します。

(3) 経営移譲年金、相続税又は贈与税の納税猶予、土地改良事業の賦課金については、公社が借入を決定した後に所定の手続きを行ってください。